

第3回智頭町議会臨時会会議録

令和5年7月26日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第80号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第3号）
- 第 5. 議案第81号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第 6. 議案第82号 財産の取得について
- 第 7. 議案第83号 財産の取得について
- 第 8. 報告第4号 放棄した債権の報告について
- 第 9. 報告第5号 法人の経営状況について
- 第10. 報告第6号 法人の経営状況について
- 第11. 発議第6号 智頭町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 第12. 常任委員の選任について
- 第13. 議会運営委員の選任について
- 第14. 閉会中の継続審査の申し出について

追加日程2

- 第 1. 議長の辞職
- 第 2. 議長の選挙
- 第 3. 副議長の辞職
- 第 4. 副議長の選挙

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第80号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第3号）
- 第 5. 議案第81号 工事請負契約の締結についての一部変更について

- 第 6. 議案第 8 2 号 財産の取得について
- 第 7. 議案第 8 3 号 財産の取得について
- 第 8. 報告第 4 号 放棄した債権の報告について
- 第 9. 報告第 5 号 法人の経営状況について
- 第 10. 報告第 6 号 法人の経営状況について
- 第 11. 発議第 6 号 智頭町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 第 12. 常任委員の選任について
- 第 13. 議会運営委員の選任について
- 第 14. 閉会中の継続審査の申し出について

追加日程 2

- 第 1. 議長の辞職
- 第 2. 議長の選挙
- 第 3. 副議長の辞職
- 第 4. 副議長の選挙

1. 会議に出席した議員（10名）

1 番 仲 井 莖	2 番 西 尾 寿 樹
3 番 岡 田 光 弘	5 番 宮 本 行 雄
6 番 田 中 賢	7 番 谷 口 翔 馬
8 番 波 多 恵 理 子	10 番 大 河 原 昭 洋
11 番 安 道 泰 治	12 番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員（1名）

4 番 藤 田 浩 祐

1. 会議に出席した説明員（10名）

町	長	金 兒 英 夫
副	町 長	矢 部 整
教	育 長	田 中 靖
総	務 課 長	國 岡 厚 志

企 画 課 長	酒 本 和 昌
税務住民課長兼水道課長	西 川 公一郎
教 育 課 長	竹 内 学
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課 長	山 本 進
総 務 課 参 事	川 本 均

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	福 安 充 子
書 記	古 田 光 一
書 記	寺 谷 佳 祐

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第3回智頭町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、岡田光弘議員、5番、宮本行雄議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(谷口雅人) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和5年6月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

次に、今臨時会の説明員につきましては、7月24日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第80号から日程第6. 議案第83号まで 4議案

日程第8. 報告第4号から日程第10. 報告第6号まで 3報告

一括上程

○議長(谷口雅人) 日程第4、議案第80号 令和5年度智頭町一般会計補正予算(第3号)から、議案第83号 財産の取得についてまでの4議案及び報告第4号 放棄した債権の報告についてから、報告第6号 法人の経営状況についてまでの3報告を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長(金兒英夫) 本日ここに、第3回臨時町議会を召集しましたところ、議

員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

議案第80号は、補正予算についてです。

議案第80号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第3号）について、主なものを説明します。

商工費の観光施設管理事業では、那岐山展望台休憩所新設工事の町内事業者による入札が不調となったことから、工事予定箇所付近に県が設置する施設の受注業者に発注することに伴い、事業費の増額を計上しています。

教育費の事務局費では、特別支援学校に通学する児童生徒の送迎事業に係る車両購入に要する経費を計上しています。

体育振興費では、スポねっとちづ加盟の智頭少年野球クラブが鳥取県代表として西日本学童軟式野球大会に出場することに伴い、トップアスリート育成支援事業費奨励金の増額を計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、723万9,000円の増額であり、補正後の予算総額は、68億9,603万2,000円となります。

次に、その他案件について説明します。

議案第81号 工事請負契約の締結についての一部変更については、令和5年1月16日議決の智頭町温水プール空調工事の請負金額を増額することについて、本議会の議決を求めるものです。

議案第82号及び議案第83号 財産の取得については、小型歩道除雪機10台を、また、蒸煮冷却機1台をそれぞれ取得することについて、議会の議決を求めるものです。

次に報告案件です。

放棄した債権の報告については、令和4年度に放棄した債権について報告するものです。

法人の経営状況については、株式会社サングリーン智頭及び一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団の令和4年度の経営状況について報告するものです。

以上、本議会に提案しました議案の概要を説明しました。詳細については主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、報告案件については、質疑の終了をもって報告は終了となりますので、ご了解ください。

日程第4、議案第80号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、予算書1ページをご覧ください。

議案第80号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第3号）、歳入歳出の総額に、723万9,000円を増額し、それぞれ68億9,603万2,000円とするものであります。

まず、歳出について説明させていただきますが、別に配付をしております「令和5年度7月補正予算概要」と併せてご覧いただきたいと思っております。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承ください。

補正予算書8ページをご覧ください。

まず、商工費の観光施設管理事業では、那岐山展望台休憩所新設工事の町内事業者による入札を執行したところ、入札不調となったことから、本工事の予定箇所に隣接する場所に、県が設置する施設の受注業者に発注することに伴い、事業費の増額を計上しています。

次に、教育費の事務局費では、鳥取市内の特別支援学校に通学する児童生徒の送迎について、現在庁用車を貸出ししているところですが、県補助金を活用して車両購入をする経費を計上しています。

また、体育振興費では、スポねっとちづ加盟の智頭少年野球クラブが鳥取県代表として、福岡県久留米市で今月末に開催される西日本学童軟式野球大会に出場するため、トップアスリート育成支援事業費奨励金の増額を計上しています。

以上、合計723万9,000円の増額補正であります。

歳入につきましては、予算書7ページのとおり、県補助金のほか、繰越金及び町債をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、議案に対する質疑を行います。

この議案に対する質疑については、歳入・歳出・地方債補正の3区分に分けて行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 8ページの観光費です。那岐山展望台休憩所の工事で、町内事業者に入札が残念ながら不調になったというふうなことでござりますが、この理由についてどういったことだったのか、その辺について説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 説明にもあったとおり不調ということですが、町内の業者8者のほうに指名競争入札を行いました。全業者が辞退ということになりました。札が入らなかったということだったので、そういった経緯を踏まえ、県の工事を受注されている業者と話をし、その積算に基づき増額が必要だということで、このたび要求させていただいたという経緯になります。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 不調になった理由ということで、これもいたし方ないことかなというふうに思っておりますけれども、その代替として県の受注業者が受けてくれそうだと、事前に話をし、その積算をこの金額としてはじき出されたということでもありますけれども、何か長年の懸案事項というふうな認識でおりま

して、この県の業者さんも本当に受けてくれるのか、その辺もちょっと地域住民さんも心配しておられる部分もあるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 確約をいただいているわけではございませんが、現在も協議中でありまして、前向きに検討いただいているという状況でございます。何分にも山頂での工事になりますので、予測不可能なことも出てくると思いますが、この増額予算の中で執行していただけるように協議を進めているところでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、安道議員。

○11番（安道泰治） 8ページの特別支援学校に通学する児童生徒の送迎に関わる車両購入の車のことですが、これは壊れて替えるのか、年式が古くなって替えるのか、あるいは、ここにあるように、財源は県の有利な補助金が300万円ついているので、それで替えるのか、そのあたりちょっと教えていただけませんか。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 今、貸出しをしている状態ですんで、県の補助金を利用して上限300万円まで補助金がありますんで、それを活用して、今年度購入予定としています。

○議長（谷口雅人） 11番、安道議員。

○11番（安道泰治） これたしかエスティマだったと思いますけども、これも次に買う車の車種も、7人乗りとか8人乗りとかならうかと思いますが、これも納車時期とか車種とかいろいろあると思いますけども、そのあたりをちょっと教えてください。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 予定は8人乗りのワゴン車で、四駆を予定しています。

○議長（谷口雅人） 11番、安道議員。

○11番（安道泰治） これ373万9,000円という額になっているので、これで全てができるのかどうかというのは私は思っておりまして、それと5月の臨時会で置き去り防止装置が今のエスティマについていると思うんですけども、

これもつけて1か月ほどですので、これは代替するときに入れ替える予定なのかどうか、そのあたりも教えてください。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） この購入後に購入しましたら、この車に置き去りの防止の機械を設置する予定にしています。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、地方債補正の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度、一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 先ほどちょっと聞き漏らしたんですけども、同じく8ページの観光費の財源が地方債を充てられていますよね。この地方債を充てられた主な要因とといいますか、そういったところはこういったことになるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 本事業においては、国庫補助金を充てている。残りの部分については、過疎債を充てさせていただいているんですけども、今回の増額で国庫補助金が対象に追加できないということが分かりましたので、この分を地方債、過疎債での充当とさせていただいています。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第81号 工事請負契約の締結についての一部変更についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） それでは、議案書1ページをお願いします。

議案第81号 工事請負契約の締結についての一部変更についてでございます。

これは、智頭温水プール空調工事請負契約の締結についての議決の一部、請負金額7,480万円を8,477万1,500円に変更することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 約1,000万円ぐらい増額ということで、委員会のほうでも説明をいただいたんですけど、資材高騰ということが主な要因だというふうなことだと思いますし、資材の部分で何が一番高額になったのかというのをざっとご説明いただければと思います。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 主なもので三つありまして、一つは、ダクトを撤去した後、天井のペンキ塗りを結露防止のためのペンキに変更したということで、それが約400万円ぐらいかかります。あと一つ、天井の裏に残っている配管の撤去ということで、それが約200万円、それと、ろ過機のろ材の交換ということで、それが約200万円ぐらいかかるんで、それで約1,000万円かかるということになっています。

○議長（谷口雅人） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第82号 財産の取得についての補足説明を求めます。

○議長（谷口雅人） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） それでは、議案2ページをご覧ください。

議案第82号 財産の取得についてでございます。

これは、7月7日に入札を執行し、同月10日に仮契約を締結しました集落貸出し用の小型歩道除雪機の取得につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、小型歩道除雪機。取得する数量、10台。取得の方法、指名競争入札。取得する価格、税込1,045万円。取得する相手方、鳥取県鳥取市湖山町東2丁目237番地、三洋重機株式会社、代表取締役 鎌田 清。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 今年度の冬の大雪によりまして、かなりの集落からの要望があったということで、その中で精査されたもの10台ということで、近年ではかなりの台数の入荷ということになろうかと思っておりますけれども、ここ数年、物品の入荷の遅れとかが心配されるということがありましたが、おおよそ、今の予定では、導入時期、引き渡し時期はいつ頃というふうにお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） 委員会のほうでも少し触れさせていただいたと思っておりますけれども、納期の方は11月の下旬を予定しております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第83号 財産の取得についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） それでは、議案書3ページをご覧ください。

議案第83号 財産の取得についてでございます。

これは、7月3日に入札執行しました蒸煮冷却機1台の取得につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、蒸煮冷却器。取得する数量、1台。取得の方法、指名競争入札。取得する価格、税込2,296万8,000円。取得する相手方、鳥取県鳥取市戎町119番地2、株式会社森下久平商店、代表取締役 森下泰年。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 今回取得されます蒸煮冷却器につきましては、金額からいってもかなりの規模のものだと思われませんが、耐用年数はどのくらいあるのかということと、それから今回導入をされます相手方は、この方、設置は当然していただけるものだと思いますけども、現在置いてあるものの廃棄というもの、これも導入されます業者の責任において、除却、廃棄等が約束をされているものでしょうか。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） まず初め、耐用年数ですけども、10年となっています。今回交換するこの冷却器ですけども、18年経過しています。廃棄についてですけども、設置の業者、森下久平商店が引き取りということになっています。以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第8、報告第4号 放棄した債権の報告についての補足説明を求めます。
酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案書4ページ目になります。

報告第4号 放棄した債権の報告についてでございます。

智頭町債権管理条例第14条第1項の規定により、町の債権を放棄したので、第15条1項の規定により報告するものでございます。

議案書5ページ目になります。

内容につきましては、会計区分一般会計で、債権の名称は返還金になります。債権の金額は587万6,325円、件数としましては2件、放棄した理由は、第14条1項第1号の破産法適用によるものでございます。

なお、2件の内訳につきましては、個人名義のものが141万円、事業所名義のものが446万6,325円となっております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第9、報告第5号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） それでは、議案書6ページをお願いします。

報告第5号 法人の経営状況について。

これは、地方自治法の規定によりまして、株式会社サングリーン智頭の経営状況を報告するものであります。

それでは、別冊の令和4年度決算報告書3ページをご覧ください。

令和4年度の営業状況です。一つ目は、町有林の森林整備に伴う造林事業収入です。間伐材の伐採・搬出と作業道開設に係る補助金収入です。

二つ目は、町有林における造林事業の林産品売上です。合計で1,294 m³の材を地元の原木市場に出荷しています。

以下、町・県森林組合などからの林産事業収入、シイタケ原木売上げ等の林産品売上、補助事業や委託事業を中心としたその他の事業です。総合計で4,006万6,315円です。

続いて、4ページの貸借対照表です。

未収金、未払金とも6月26日の株主総会時点で精算済みです。

続いて、5ページの損益計算書をお願いします。決算の欄をご覧ください。

収益から費用を差し引いた営業総利益1,435万5,268円、一般管理費合計795万1,271円、営業損益638万3,997円です。営業外損益を差し引いた経常損益737万368円、特別損益を差し引いた税引前当期損益737万368円、法人税、住民税を差し引いた税引後当期損益718万7,868円となります。これに、前期繰越欠損金マイナス493万7,427円を加えた当期未処分利益剰余金は225万441円となります。

6ページが、先ほどご説明した損益計算書の明細です。

次に、7ページが欠損金の処分についてであります。

当期処分利益剰余金と前期繰越欠損金の合計の225万441円を次期繰越利

益剰余金として処分するものです。令和3年度は、社員の退職や病気などにより2名減による作業を余儀なくされまして、高性能林業機械のリースであるとか、作業道開設の外注などにより経費が膨らむなど、280万円余の赤字決算となりましたが、令和4年度におきましては、病欠から復帰した1名を含む、ベテラン4人体制で効率よく作業を進められたことや、重機やトラックの大がかりな修繕がなかったこと、また、冬場の仕事を町外で確保できたことなどにより、黒字への転換を図ることができました。

なお、本年4月に社員を1名雇用し、現場作業が5人体制となりました。また、昨年度から智頭町副業協同組合の林業マルチワーカーの派遣を受けるとともに、会計ソフトの導入による経理事務の効率化を図るなど、経営改善に取り組んでいるところであります。引き続き、町有林の整備をはじめとする各種事業について、サングリーン智頭や関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第10、報告第6号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） それでは、議案書7ページをご覧ください。

報告第6号 法人の経営状況について、ご説明をいたします。別添の一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団令和4年度事業報告書をご覧ください。

6月15日に評議委員による書面表決の承認を得ました令和4年度事業報告及び決算状況について報告をするものでございます。

まず、1ページから11ページまでですが、令和4年度に開催しました事業報告でございます。

2ページから9ページにおきましては、(1)の文化美術品展示事業を開催しております。また、9ページから10ページにおきましては、(2)の町内作品展示販売及び文化美術品展示事業の内訳を明記しております。また、10ページの(3)の館内での体験型イベント事業、(4)の情報発信事業について明記を

しております。11ページには、(5)の石谷家住宅の管理運営及び(6)その他について明記しております。

続きまして、12ページから25ページまでが、令和4年度の収支決算に関する内容でございます。また、26ページから27ページにおきましては、入館者数を明記しております。

お手元の事業報告書の13ページの前年度決算比較をA3版に拡大をしておりますので、別途お配りしております13ページの令和4年度の収支決算に関する報告をさせていただきます。

まず、一般正味財産増減の部の(1)経営収益でございますが、基本財産取得利息であります決算額7,894円であります。

次に、智頭町受託収入であります1,078万5,000円、これが指定管理料でございます。

次に入館料収入であります、774万444円、入館者数1万4,149人分と志保や年会費であります。

続きまして、イベント収入といたしまして、21万円、これは庭園公開の収入であります。喫茶・物販収入が410万708円でございます。その他雑収益となります。経済収益の合計といたしまして、2,287万8,653円となります。

続きまして、(2)の経常費用でございますが、12ページでは、事業費と管理費が分かれています、13ページでは合算しております。主なものといたしましては、人件費に係ります給料手当から臨時雇用賃金、福利厚生費までが人件費でございます。

また、維持管理費に要します光熱費、燃料代及び租税公課、食糧費、公債費などについての支出の内訳を明記しております。経常費用の合計といたしまして、2,141万5,315円となります。

続きまして、2としております経常外増減の部をご覧いただきたいと思います。令和4年度におきましては、当期一般正味財産の増減額の欄でございますが、146万3,338円となっております。

また、指定正味財産の増減の部であります、期首残高、期末残高ともに数字は動いておりません。これは積み立てております立ち上げのときからの支出金でございます、資本金に当たるものでございます。正味財産期末残高といたしま

しては、4, 267万8, 909円となります。これが令和5年度への繰り越す金額となるものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） このA3で拡大していただいている部分で、ちょっとお願いしたいんですけど、今回、令和4年度に関しましては、智頭町からの受託収入として指定管理のみということで、令和3年度はコロナの影響をまろに受けたということで、町のほうからの補助金が投入されておりましたけども、その中で、非常に令和4年度は、これもコロナ禍ではあったんですけども、入館者数も若干上向き傾向になっていきますし、町からの補助金もない中で、いわゆる費用の部分を非常に切り詰められて運営されて、プラスに持っていかれていると。経常収支がプラスになっている、140万円ぐらいですけどもなってるということで、非常に努力が見受けられるんですけども、切り詰められて運営されているというのは、非常に私はこれを見て感じているんですけど、現状について、どういうふうに把握をされてるのか、そのあたりを少し説明をいただければというふうに思っております。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 現状は、たしかにやはり厳しい状況であります。ただ、令和4年度は、団体客は少なかったんですけども、個人客が思ったより多かったということで、入館者数も若干増えている状態ですんで、令和5年度は、この団体客が少しでも来ていただけるようにやはり頑張りたいなと思っているところで

以上です。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 私が経常費用の部分で切り詰められているというふうに申しあげましたのが、光熱水費というのは、今エネルギーの高騰で非常にこれ上がっておりまして、令和3年に比べても、令和4年度は32万円余り、これが増額になっている。その中で、広告料なんかをぐっと下げられているというふう

にもちょっと感じておりました、爪に火を点すじゃないですけども、非常に頑張ったらいいなというふうにちょっと感じておりました、ですんで、何て言ったらいいか、それは補助金をどんどん投入せいというのは、私の立場からしたら言えませんけど、現状をしっかりと把握して、運営についても、教育課としてもしっかり目を配っていただきたいなというふうに思っておりますので、そのあたりについてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 今、大河原議員が言われたように、やはり現状は厳しい中ですけども、本当に現場は、電気代一つとっても、ちょっとお客さんがいないときとか、ちょっと電気を切ったりとか、本当に切り詰めた中で業務をしていますんで、それを今後も続けてはいかないといけないと思ひますが、やはり入館者数がやっぱり増えないと、収入と支出が割合が合わないと思ひますんで、やっぱり支出のほうも努力しながら切り詰めてはいきますけども、やっぱり収入のほう、頑張つて1人でも多く来ていただくように頑張りたいなとは思ひているところですよ。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

執行部はそのまま、皆さんは全協室にお集まりください。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時12分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第80号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

7番、谷口翔馬議員におかれましては、退席をお願いいたします。

(谷口翔馬議員 退席)

○議長(谷口雅人) 日程第5、議案第81号 工事請負契約の締結についての一部変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 8名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

谷口翔馬議員の復席を求めます。

(谷口翔馬議員 復席)

○議長(谷口雅人) 日程第6、議案第82号 財産の取得についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第83号 財産の取得についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11．発議第6号

○議長（谷口雅人） 日程第11、発議第6号 智頭町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、大河原昭洋議員。

○10番（大河原昭洋） 提案理由を述べさせていただきます。

智頭町議会議員の議員報酬の特例に関する条例を本年6月の定例会で可決しましたが、副議長、常任委員長、議会運営委員長についての記載がなかったため、この記載を追加する条例の一部改正を提案するものであります。

以上で、提案理由を終わりたいと思います。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 17 分

再 開 午前 11 時 29 分

○副議長（安道泰治） ただいまから、私が議長の職務を行います。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議長、谷口雅人議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 . 議長の辞職

○副議長（安道泰治） 追加日程第 1、議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、谷口雅人議員の退場を求めます。

（谷口雅人議員 退席）

○副議長（安道泰治） 次に、職員に辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（福安充子） 朗読いたします。

日付、令和 5 年 7 月 26 日付。

智頭町議会副議長宛、智頭町議会議長、谷口雅人より。

辞職願。

私、このたび議長職を辞職いたしたく、ここにお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（安道泰治） お諮りします。

谷口雅人議員の議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、谷口雅人議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

それでは、谷口雅人議員の除斥を解きます。

谷口雅人議員が入場されるまでしばらくお待ちください。

(谷口雅人議員 復席)

○副議長（安道泰治） それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時32分

再 開 午前11時38分

○副議長（安道泰治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2．議長の選挙

○副議長（安道泰治） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項及び第2項により、投票、指名推薦の方法がありますが、いずれの方法にしたらよろしいでしょうか。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

○副議長（安道泰治） ただいま、7番、谷口翔馬議員から指名推選によってとの発言がありますので、議長の選挙は、地方自治法第118条第2項により指名推選にしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

指名について、どなたか発言をお願いいたします。

7番、谷口翔馬議員。

○7番（谷口翔馬） 私は、議長に谷口雅人議員を推薦いたします。

○副議長（安道泰治） お諮りします。

7番、谷口翔馬議員のご意見のとおり、谷口雅人議員を議長の当選人と定めることに異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、谷口雅人議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました谷口雅人議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって告知します。

谷口雅人議員、議長の当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○議長（谷口雅人）　　ただいま、議長の指名推選をしていただきまして、当選人と定めていただきました。この2年間、コロナということの中で、非常に議会としても窮屈、そして町民の皆様にも触れ合う機会というものが限定的であった中での2年間でした。

また、議会内におきましては、議員報酬という、非常にこの前の期から引き継いだ案件を議論に費やすという非常に時間的には膨大な時間を費やしたということがございます。本来ならば、前向きに人口減少に対する取組、あるいは農林業対策に対する取組というものをしっかりと議論し、執行部に提案、また、その中での様々な事業に取り組むという形をとりたかったわけですが、なかなかそれがかなわぬ状況の中で半期が過ぎ、後期に向かおうとしております。どうぞ、議員の皆さんにおかれましても、この半期は、この議会そのものが存在を可とされるのか非とされるのか、この半期のこれから先の2年間は大変大きな意味を持つというふうに思っております。この2年間の取組の中で、智頭町がこれから先をどうやってかじをとるのか、このことに対して議会の力量が問われ、議員個々の力量が問われるというふうに思っております。どうぞ、力を合わせて議会をチーム議会としてまとめ上げて、全体の力を智頭町の前に進む形の中で進めていくことにお力添えをいただき、また、私も微力ながらささげたいというふうに思っております。

お力添えを賜りますことをよろしく願いをいたします。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（安道泰治）　　それでは、谷口雅人議長、議長席にお着き願います。

これを持ちまして、議長の職務は全て終了いたしました。

議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩　午前11時49分

再 開　午前11時49分

○議長（谷口雅人）　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、副議長、安道泰治議員から、副議長の辞職願が提出されました。
お諮りします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程 3 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 3. 副議長の辞職

○議長(谷口雅人) 追加日程第 3、副議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、安道泰治議員の退場を求めます。

(安道泰治議員 退席)

○議長(谷口雅人) 次に、職員に辞職願を朗読させます。

局長。

○議会事務局長(福安充子) 朗読します。

日付、令和 5 年 7 月 26 日付。

智頭町議会議長宛、智頭町議会副議長、安道泰治より。

辞職願。

私儀、一身上の都合により、智頭町議会副議長の職を辞職いたしたく、受理のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(谷口雅人) お諮りします。

安道泰治議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、安道泰治議員の辞職を許可することに決定しました。

それでは、安道泰治議員の除斥を解き、安道泰治議員が入場されるまでしばらくお待ちください。

(安道泰治議員 復席)

○議長(谷口雅人) 暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 52 分

再 開 午前 11 時 58 分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4．副議長の選挙

○議長（谷口雅人） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名については、どなたか発言をお願いします。

2番、西尾議員。

○2番（西尾寿樹） 副議長に安道泰治議員を推薦いたします。

○議長（谷口雅人） お諮りします。

2番、西尾寿樹議員のご意見のとおり、安道泰治議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、安道泰治議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました安道泰治議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって告知します。

安道泰治議員、副議長の当選人承諾及び挨拶をお願いをいたします。

○副議長（安道泰治） 副議長を拝命いたしました安道でございます。この間からずっと言っておりますけれども、私、谷口雅人議長をバックアップしながら、二元代表制の智頭町議会として、町民の声を拾いながら、本当に前に前にと進めていく議会にしていきたいというふうに私も思っておりますし、議会の運営、また議会改革をこの2年間で推し進めていく覚悟でありますので、皆様のお力を貸していただきますようによろしくお願いいたしまして、私の所信と代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（谷口雅人） 暫時休憩します。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 2時00分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12．常任委員の選任について

○議長（谷口雅人） 日程第12、委員会条例第3条第1項の規定により、常任委員の任期が満了することに伴い、委員会条例第6条第5号の規定のとおり、常任委員会の委員の選任についてを議題とします。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、総務常務委員に谷口翔馬議員、田中 賢議員、波多恵理子議員、大河原昭洋議員、藤田浩祐議員、谷口雅人議員、民生常任委員に宮本行雄議員、西尾寿樹議員、仲井 莖議員、岡田光弘議員、安道泰治議員、議会広報広聴常任委員会の広報に波多恵理子議員、岡田光弘議員、田中 賢議員、谷口翔馬議員、大河原昭洋議員、安道泰治議員、議会広報広聴の広聴に仲井 莖議員、西尾寿樹議員、宮本行雄議員、藤田浩祐議員、谷口雅人議員をそれぞれ指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、常任委員の選任をすることに決定しました。
暫時休憩します。

休 憩 午後 2時02分

再 開 午後 2時02分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会の正副常任委員長の互選の結果について、各常任委員会より報告がありましたので、報告します。

総務常任委員長に谷口翔馬議員、副委員長に田中 賢議員、民生常任委員長に宮本行雄議員、副委員長に西尾寿樹議員、議会広報広聴常任委員長に波多恵理子議員、副委員長に仲井 莖議員を指名します。

以上のとおりです。

日程第13．議会運営委員の選任

○議長（谷口雅人） 日程13、委員会条例第4条の2第3項の規定により、議会運営委員会の任期が満了することに伴い、委員会条例第6条第5項の規定のとおり、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員に大河原昭洋議員、田中 賢議員、宮本行雄議員、谷口翔馬議員、安道泰治議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時04分

再 開 午後 2時04分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員の正副委員長の互選の結果について、議会運営委員会より報告がありましたので、報告します。

議会運営委員長に大河原昭洋議員、副委員長に田中 賢議員、以上のとおりです。

日程第14．閉会中の継続調査の申し出

○議長（谷口雅人） 日程第14、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報広聴常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出が
出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午後 2時05分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和5年7月26日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 岡 田 光 弘

智頭町議会議員 宮 本 行 雄